

議案第18号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
東京都後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、他の特別区及び東京都の区域内の市町村と協議する。

（説明） 他の特別区及び東京都の区域内の市町村と東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議を行うに当たり、地方自治法第291条の1の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出します。